



WWF® for a living planet®

WWF ジャパン
(公財)世界自然保護基金ジャパン

〒105-0014
東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号
芝公園阪神ビル 6F

Tel: 03-3769-1711
Fax: 03-3769-1717
www.wwf.or.jp

2018 年 1 月 11 日

環境大臣
中川 雅治 殿

(公財)世界自然保護基金ジャパン
会長 徳川 恒孝

象牙違法輸出の緊急阻止と国内市場の健全化に関する要望書

WWF ジャパンの野生生物取引監視部門であるトラフィックは、先ごろ調査報告書を発表しました。これによると、2011 年以降、2.4 トンを超える象牙が、犯罪組織等の手により日本から違法に輸出され、そのほとんどが中国で押収されています。また、オンライン市場を含む国内の様々な市場で、密輸出につながる外国人客への象牙製品の販売が横行しており、肝心の国内取引規制と法執行が十分に機能していない実態が明らかになりました。今後、東京オリンピック・パラリンピックに向けた外国人旅行者の更なる増加に伴い、違法輸出の一層の深刻化が懸念されます。

年間 2 万頭以上のアフリカゾウが犠牲になる密猟に歯止めをかけるため、2016 年に開催された第 17 回ワシントン条約締約国会議では、「密猟」もしくは「違法取引」に寄与する国内市場に対し、緊急な措置をもって閉鎖を求める勧告が決議されました。日本政府は、これに対し「採択された決議が、厳格に管理されている我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではないことは評価できるもの」と表明していますが、トラフィックの調査結果は、日本の国内市場が、国際的な「違法取引」の一端を担い、決議の勧告する「市場閉鎖」の対象であることに疑いの余地はないと示しています。

日本市場のこうしたありさまは、象牙の違法取引撲滅に取り組む国際社会の努力、とりわけ、最大の需要を抱える中国の市場閉鎖の取り組みを大きく阻害するものであり、アフリカゾウの密猟にも影響を与えるものです。過去に 2 度、ワシントン条約のもと、「ワンオフ・セール（一回限りの取引）」として象牙の合法取引の利益を享受した日本にとって、あってはならないことです。

2017 年には、貴省のご尽力により、種の保存法の改正の一環として国内の象牙を扱う事業者規制の一部が強化されました。しかしながら、改正で改善の見込まれる範囲は限定的で、上記の喫緊の課題の解決につながるものではありません。

よって WWF ジャパンは、日本政府が、ワシントン条約の締約国としての責務を果たすべく、以下の 2 つの対策を早急を実施することを求めます。

- I. 緊急な措置をもって象牙の違法輸出を阻止すること
- II. 厳格に管理された狭い例外を除く国内取引を停止すること

種の保存法のもと、国内の象牙取引管理を所管する貴省におかれましては、下記の具体的措置が速やかに検討され、実行に移されることを要望いたします。

記

WWF ジャパンは、環境省に、以下の取り組みを求めます。

I. 緊急に違法輸出を阻止し、国内の違法取引・無規制な取引を撲滅するために

1. 警察と連携し、インターネットオークションやオークションハウス、骨董市場をはじめ、全形象牙の違法取引が発生する可能性の高い場所を対象に、全国で一斉取り締まりを実施し、違反者を厳格に処罰すること
2. 全形象牙の登録データベースを監査し、すべての登録牙と所有者情報の変更を含む取引記録の整合性を確認し、疑義のあるものについては、違法取引または違法輸出の可能性も考慮した厳格な背景調査をすること
3. 法的措置をもって国内にあるすべての個人・法人所有の全形象牙の義務登録を、一定期間内(例:1年間)に完了すること
4. 経済産業省とともに、インターネット上でのすべての象牙取引を禁止する措置を導入すること
5. 経済産業省とともに、旅行業界、小売業界等との協力のもと、外国人客による象牙の違法輸出防止に有効な注意喚起等を実施すること

II. 厳格に管理された狭い例外を除き国内取引を停止するために

6. 日本政府として、国内取引停止に必要なあらゆる法律、規制および法執行手段とともに、決議で明記される「密猟や違法取引に寄与しない狭い例外」の検討を開始するために、経済産業省とリーダーシップをとること
 - (ア) 野生生物の違法取引撲滅に向けたハイレベル政策を策定し、関係省庁・機関における本課題の優先度の引き上げと連携を促進すること
 - (イ) 現在すでに違法輸出に寄与している取引形態で厳格な管理が困難とされるものについては、直ちにそれを停止すること
 - (ウ) 「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」などを通して、国内の様々なステークホルダーを交え、文化的価値や代替材の有無などの観点から、日本における「狭い例外」を検討する協議を開始すること
 - (エ) いかなる狭い例外も密猟や違法取引に寄与してはならないことから、これらの取引に対する包括的かつ執行力のある規制措置を導入すること
 - (オ) 狭い例外を除く国内取引の停止に必要な規制措置は、2019年のワシントン条約第18回締約国会議までに計画が策定され、その実施については2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでを目標とすること

以上

本件に関する連絡先: WWF ジャパン トラフィック 北出智美 Tel: 03-3769-1716



WWF for a living planet®

WWF ジャパン
(公財)世界自然保護基金ジャパン
〒105-0014
東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号
芝公園阪神ビル 6F

Tel: 03-3769-1711
Fax: 03-3769-1717
www.wwf.or.jp

2018 年 1 月 10 日

経済産業大臣
世耕 弘成 殿

(公財)世界自然保護基金ジャパン
会長 徳川 恒孝

象牙違法輸出の緊急阻止および国内市場の健全化に関する要望書

WWF ジャパンの野生生物取引監視部門であるトラフィックは、先ごろ調査報告書を発表しました。これによると、2011 年以降、2.4 トンを超える象牙が、犯罪組織等の手により日本から違法に輸出され、そのほとんどが中国で押収されています。また、オンライン市場を含む国内の様々な市場で、密輸出につながる外国人客への象牙製品の販売が横行しており、肝心の国内取引規制と法執行が十分に機能していない実態が明らかになりました。今後、東京オリンピック・パラリンピックに向けた外国人旅行者の更なる増加に伴い、違法輸出の一層の深刻化が懸念されます。

年間 2 万頭以上のアフリカゾウが犠牲になる密猟に歯止めをかけるため、2016 年に開催された第 17 回ワシントン条約締約国会議では、「密猟」もしくは「違法取引」に寄与する国内市場に対し、緊急な措置をもって閉鎖を求める勧告が決議されました。日本政府は、これに対し「採択された決議が、厳格に管理されている我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではないことは評価できるもの」と表明していますが、トラフィックの調査結果は、日本の国内市場が、国際的な「違法取引」の一端を担い、決議の勧告する「市場閉鎖」の対象であることに疑いの余地はないと示しています。

日本市場のこうしたありさまは、象牙の違法取引撲滅に取り組む国際社会の努力、とりわけ、最大の需要を抱える中国の市場閉鎖の取り組みを大きく阻害するものであり、アフリカゾウの密猟にも影響を与えるものです。過去に 2 度、ワシントン条約のもと、「ワンオフ・セール（一回限りの取引）」として象牙の合法取引の利益を享受した日本にとって、あってはならないことです。

2017 年には、貴省のご尽力により、種の保存法の改正の一環として国内の象牙を扱う事業者規制の一部が強化されました。しかしながら、改正で改善の見込まれる範囲は限定的で、上記の喫緊の課題の解決につながるものではありません。

以上から、WWF ジャパンは、日本政府が、ワシントン条約の締約国としての責務を果たすべく、以下の 2 つの対策を早急に実施することを求めます。

- I. 緊急な措置をもって象牙の違法輸出を阻止すること
- II. 厳格に管理された狭い例外を除く国内取引を停止すること

ワシントン条約管理当局であり、国内の象牙取引管理を所管する貴省におかれましては、下記の具体的措置が速やかに検討され、実行に移されることを要望いたします。

記

WWF ジャパンは、経済産業省に、以下の取り組みを求めます。

I. 緊急に違法輸出を阻止し、国内の違法取引・無規制な取引を撲滅するために

1. 警察と連携し、インターネットオークションや骨董市場をはじめ、未届業者による違法な営業および取引が発生する可能性の高い場所を対象に、全国で一斉取り締まりを実施し、違反者を厳格に処罰すること
2. 国内象牙取り扱い事業者による外国人客への販売を抑制するために、自治体や業界団体ほか関連機関とともに事業者の監視を強化すること
3. 環境省とともに、インターネット上でのすべての象牙取引を禁止する措置を導入すること
4. 環境省とともに、旅行業界、小売業界等との協力のもと、外国人客による象牙の違法輸出防止に有効な注意喚起等を実施すること

II. 厳格に管理された狭い例外を除く国内取引を停止するために

5. 日本政府として、国内取引停止に必要なあらゆる法律、規制および法執行手段とともに、決議で明記される「密猟や違法取引に寄与しない狭い例外」の検討を開始できるよう、環境省とリーダーシップをとること
 - (ア) 野生生物の違法取引を撲滅するためのハイレベル政策を策定し、関係省庁・機関における本課題の優先度の引き上げと連携を促進すること
 - (イ) 現在すでに違法輸出に寄与している取引形態で厳格な管理が困難とされるものについては、直ちにそれを停止すること
 - (ウ) 「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」などを通して、国内の様々なステークホルダーを交え、文化的価値や代替材の有無などの観点から、日本における「狭い例外」を検討する協議を開始すること
 - (エ) いかなる狭い例外も密猟や違法取引に寄与してはならないことから、これらの取引に対する包括的かつ執行力のある規制措置を導入すること
 - (オ) 狭い例外を除く国内取引の停止に必要な規制措置は、2019年のワシントン条約第18回締約国会議までに計画が策定され、その実施については2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでを目標とすること
6. 上記の措置が実行されるまでの間、違法取引や無規制な取引を排除するため、2018年の改正種の保存法の施行にあたり、以下を実施すること
 - (ア) 既存の届出事業者が登録制度に移行されるにあたり、厳格な審査を実施し、過去の取引記録に疑義のある事業者の登録を不可とすること
 - (イ) これまでに、未登録の全形象牙の取引もしくは、届出事業者の遵守義務違反の疑いを持たれた事業者については、その取引記録を精査し、違法輸出または違法輸入とのつながりに関する疑いがないことを確認すること

以上

本件に関する連絡先: WWF ジャパン トラフィック 北出智美 Tel: 03-3769-1716



for a living planet®

WWF ジャパン
(公財)世界自然保護基金ジャパン

Tel: 03-3769-1711
Fax: 03-3769-1717
www.wwf.or.jp

〒105-0014
東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号
芝公園阪神ビル 6F

2018 年 1 月 12 日

財務大臣
麻生 太郎 殿

(公財)世界自然保護基金ジャパン
会長 徳川 恒孝

象牙違法輸出の緊急阻止および国内市場の健全化に関する要望書

WWF ジャパンの野生生物取引監視部門であるトラフィックは、先ごろ調査報告書を発表しました。これによると、2011 年以降、2.4 トンを超える象牙が、犯罪組織等の手により日本から違法に輸出され、そのほとんどが中国で押収されています。また、オンライン市場を含む国内の様々な市場で、密輸出につながる外国人客への象牙製品の販売が横行している実態が明らかになりました。肝心の水際取り締まりに関しては、日本が報告する象牙の押収件数が、日本よりはるかに小規模な市場しか持たない欧州諸国と比較して極端に少ないことから、監視の有効性に疑問が生じています。今後、東京オリンピック・パラリンピックに向けた外国人旅行者の更なる増加に伴い、違法輸出の一層の深刻化が懸念されます。

年間 2 万頭以上のアフリカゾウが犠牲になる密猟に歯止めをかけるため、2016 年に開催された第 17 回ワシントン条約締約国会議では、「密猟」もしくは「違法取引」に寄与する国内市場に対し、緊急な措置をもって閉鎖を求める勧告が決議されました。日本政府は、これに対し「採択された決議が、厳格に管理されている我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではないことは評価できるもの」と表明していますが、トラフィックの調査結果は、日本の国内市場が、国際的な「違法取引」の一端を担い、決議の勧告する「市場閉鎖」の対象であることに疑いの余地はないと示しています。

日本市場のこうしたありさまは、象牙の違法取引撲滅に取り組む国際社会の努力、とりわけ、最大の需要を抱える中国の市場閉鎖の取り組みを大きく阻害するものであり、アフリカゾウの密猟にも影響を与えるものです。過去に 2 度、ワシントン条約のもと、「ワンオフ・セール（一回限りの取引）」の輸入国として象牙の合法取引の利益を享受した日本にとって、あってはならないことです。

以上から、WWF ジャパンは、日本政府が、ワシントン条約の締約国としての責務を果たすべく、以下の 2 つの対策を早急を実施することを求めます。

- I. 緊急な措置をもって象牙の違法輸出を阻止すること
- II. 厳格に管理された狭い例外を除く国内取引を停止すること

水際取り締まりの最前線を担う貴省におかれましては、下記の具体的措置が速やかに検討され、実行に移されることを要望いたします。

記

日本政府が象牙の違法輸出を直ちに阻止し、違法輸入の監視を含む水際取り締まりを強化するため、WWF ジャパンは、財務省に、以下の取り組みを求めます。

1. 象牙の違法輸出を防止するため、中国やその他のアジア諸国に出発する旅客（航空機および船舶）をターゲットにした取り締まり強化を直ちに実施すること
2. 中国に向けた組織的密輸の摘発のため、中国税関当局との法執行における協力関係を強化すること
3. 象牙の違法輸出・輸入防止のための効果的な監視体制を構築すべく、現状の監視体制を検証し、改善に向けた断然たる対策をとること

以上

本件に関する連絡先：WWF ジャパン トラフィック 北出智美 Tel: 03-3769-1716



WWF for a living planet®

WWF ジャパン
(公財)世界自然保護基金ジャパン
〒105-0014
東京都港区芝 3丁目 1番 14号
芝公園阪神ビル 6F

Tel: 03-3769-1711
Fax: 03-3769-1717
www.wwf.or.jp

2018年1月11日

外務大臣
河野 太郎 殿

(公財)世界自然保護基金ジャパン
会長 徳川 恒孝

象牙違法輸出の緊急阻止および国内市場の健全化に関する要望書

WWF ジャパンの野生生物取引監視部門であるトラフィックは、先ごろ調査報告書を発表しました。これによると、2011年以降、2.4トンを超える象牙が、犯罪組織等の手により日本から違法に輸出され、そのほとんどが中国で押収されています。また、オンライン市場を含む国内の様々な市場で、密輸出につながる外国人客への象牙製品の販売が横行しており、肝心の国内取引規制と法執行が十分に機能していない実態が明らかになりました。今後、東京オリンピック・パラリンピックに向けた外国人旅行者の更なる増加に伴い、違法輸出の一層の深刻化が懸念されます。

年間2万頭以上のアフリカゾウが犠牲になる密猟に歯止めをかけるため、2016年に開催された第17回ワシントン条約締約国会議では、「密猟」もしくは「違法取引」に寄与する国内市場に対し、緊急な措置をもって閉鎖を求める勧告が決議されました。日本政府は、これに対し「採択された決議が、厳格に管理されている我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではないことは評価できるもの」と表明していますが、トラフィックの調査結果は、日本の国内市場が、国際的な「違法取引」の一端を担い、決議の勧告する「市場閉鎖」の対象であることに疑いの余地はないと示しています。

日本市場のこうしたありさまは、象牙の違法取引撲滅に取り組む国際社会の努力、とりわけ、最大の需要を抱える中国の市場閉鎖の取り組みを大きく阻害するものであり、アフリカゾウの密猟にも影響を与えるものです。過去に2度、ワシントン条約のもと、「ワンオフ・セール（一回限りの取引）」として象牙の合法取引の利益を享受した日本にとって、あってはならないことです。

以上から、WWF ジャパンは、日本政府が、ワシントン条約の締約国としての責務を果たすべく、以下の2つの対策を早急を実施することを求めます。

- I. 緊急な措置をもって象牙の違法輸出を阻止すること
- II. 厳格に管理された狭い例外を除く国内取引を停止すること

2017年のワシントン条約第69回常設委員会では、アフリカゾウの生息国からも、日本の象牙市場の管理を疑問視する声が上がりました。今後、日本にはより多くの国から厳しい目がから向けられるでしょう。国際社会と国内政策の架け橋を担う貴省におかれましては、下記の役割を通じて日本の取り組みを牽引されることを要望いたします。

記

日本政府が、象牙の違法輸出を緊急に阻止し、国内市場の健全化を進めるために、WWF ジャパンは、外務省に以下の取り組みを求めます。

1. 関係省庁が緊急な措置をもって象牙の違法輸出を阻止するために、関係国および国際機関等との法執行面での連携強化を支援すること
2. 象牙の国内市場健全化をはじめ、野生生物の違法取引撲滅に向けた国内政策を後押しするため、日本政府の強いコミットメントを国際社会に示すとともに、関係国との団結を強化すること。その一環として、2018年にイギリス政府主催により開催予定の「野生生物の違法取引に関するロンドン会議」等の国際会議に大臣レベルで対応すること

以上

本件に関する連絡先: WWF ジャパン トラフィック 北出智美 Tel: 03-3769-1716

追加資料

国際的で多面的な協働の広がりと、
日本の政府自治体企業などの参加状況

WWFジャパン提供追加資料

2020年1月28日

United for Wildlifeとは

- 世界的に深刻な問題である野生生物違法取引に対して、絶滅の恐れのある野生生物(ゾウ、サイ、トラ、センザンコウなど)を保全し、未来世代と野生生物の共生を目指す団体の世界的な連合体。(2013年発足)
- 提唱者は、イギリス王室ケンブリッジ公ウィリアム王子で、世界各国の自然保護団体、政府、グローバル企業に広く結集と協働を呼びかけている。

問題認識

- 世界の野生生物は、密猟のため絶滅の危機に瀕しており、組織犯罪集団が違法取引を行う事がその主因の一つである。
- 野生生物違法取引は、年間500兆米ドルから1500兆米ドルの規模と見積もられ、最も利益の大きい世界的な五大犯罪の一つである。
- 野生生物の密猟と違法取引は世界的な危機であり、牙、角、皮のために野生生物が絶滅に瀕している。

協働を通じて達成できること

- 1 新規性が高い方法やイノベーションを起こしながら、密猟から野生生物を守る
- 2 違法取引を根絶するため、協働する
- 3 世界規模で意識を変え、需要を削減する

Financial Taskforce 金融タスクフォースとは

Financial Taskforce 金融タスクフォース

違法野生生物取引が国境をまたぐ組織犯罪で、金融犯罪の要素が強い。そのため、金融犯罪対策の一環として取り組み、違法野生生物取引由来の金融取引を防止するため、協働を促進している。(2018年発足)

- 参加企業・団体は世界で38社・団体(2019年9月現在)
 - 参加企業・団体リストは、別紙参照
 - 主要な参加企業は、国際的金融機関、政府、国連機関、環境NGOなど
- そのうち、参加政府・自治体は、ロンドン・シティー、イギリス政府国際開発庁(同上)
- 日本からはまだ参加金融機関・団体が0社

Transport Taskforce 運輸タスクフォースとは

Transport Taskforce 運輸タスクフォース

違法野生生物製品の違法取引を防止するためには、民間企業の協働が欠かせない。運輸業界と広くパートナーシップを形成することにより、違法野生生物取引をなくすことを目的に協働を展開(2014年発足)

- 「バッキンガム宮殿宣言」を、運輸タスクフォース参加企業・団体が採択(2016年)
 - 乗客、顧客、スタッフの意識を向上させる
 - 違法野生生物取引の高リスクルートなど、信頼性の高い情報を高セキュリティ環境で授受できるシステムを確保する
 - 違法野生生物取引の疑いのある案件を、運輸業界から税関や法執行機関へ通報する
- 運輸タスクフォース参加企業・団体は世界で120社・団体(2019年7月現在)
 - 参加企業・団体リストは、別紙参照
 - 主要な参加企業は、航空企業、空港運営会社、海運会社、国連機関、環境NGOなど
- そのうち、参加自治体は、ロンドン・シティー
- 日本からは、航空企業2社、海運業界団体1団体、合計3社・団体が参加
 - すでに企業としての取り組みを開始している

United for Wildlife – Financial Taskforce

1. ABN AMRO Group
2. ABSA Group
3. ANZ Banking Group
4. Banco Santander Group
5. Bank of America Merrill Lynch
6. Bank Windhoek
7. Barclays
8. Basel Institute on Governance
9. BNP Paribas
10. Citigroup
11. City of London
12. Commercial Bank of Africa
13. Credit Suisse
14. DBS Bank
15. Department for International Development, UK Government
16. Deutsche Bank
17. DLA Piper
18. Ecobank
19. Environmental Investigation Agency (EIA)
20. HSBC Bank
21. Investec Asset Management
22. Investec Group
23. JPMorgan Chase
24. MoneyGram International
25. Morgan Stanley
26. OCBC Bank
27. Royal Bank of Scotland
28. RUSI
29. Standard Bank
30. Standard Chartered
31. TRAFFIC
32. U.S. Bank
33. United Nations Office on Drugs and Crime
34. Vietcombank
35. Wells Fargo & Company
36. Western Union
37. Wildlife Conservation Society
38. Wolfsberg Group

United for Wildlife – Transport Taskforce

1. Aer Lingus - IAG
2. Aerovías de Mexico S.A. de C.V
3. African Airlines Association
4. Air Berlin
5. Air Calédonie
6. Air China Cargo Co. Ltd.
7. Air France
8. Air India
9. Air Mauritius Limited
10. Air New Zealand Limited
11. Air Niugini
12. Air Serbia
13. Air Seychelles Limited
14. Air Tahiti Nui
15. Air Transat A.T. Inc.
16. Air Vanuatu (Operations) Limited
17. Aircalin
18. Airlines Association of Southern Africa
19. Airlines for Europe
20. Airports Council International
21. Alitalia - Società Aerea Italiana S.p.A.
22. All Nippon Airways Co. Ltd
23. Animal Transportation Association
24. Apeejay Shipping
25. APL
26. Association of South Pacific Airlines
27. Baltic and International Maritime Council
28. Bangkok Airways
29. Biman, Bangladesh Airlines Ltd.
30. British Airways - IAG
31. British International Freight Association
32. Bulgaria Air
33. Cargolux Airlines International
34. Cathay Pacific Airways Limited (Swire)
35. China Airlines Ltd.
36. China COSCO Shipping Co. Ltd.
37. China Post Group Corporation
38. China Southern Airlines
39. Chinese Wildlife Conservation Association
40. City of London Corporation
41. Convention on International Trade in Endangered Species
42. Cruise Lines International Association
43. Danish Shipowners Association
44. Deutsche Post DHL Group
45. DHL Express
46. DLA Piper
47. DP World
48. Dubai Customs
49. EgyptAir
50. Emirates Airline
51. Environmental Investigation Agency
52. Etihad Airways
53. Fiji Airways Ltd
54. Finnair Oyj
55. Fonasba
56. Galapagos Airport
57. Hamburg Sud
58. Heathrow Airport Holdings Ltd.
59. Hi Fly / Murpuri Foundation
60. Hutchinson Ports
61. Iberia - IAG
62. Icelandair
63. Institute of Chartered Shipbrokers
64. International Air Transport Association
65. International Association of Dry Cargo Shipowners
66. International Chamber of Shipping
67. International Maritime Organization
68. James Fisher Everard
69. Japan Airlines Co., Ltd
70. Japanese Shipowners' Association
71. Jet Airways (India) Ltd.
72. Kenya Airports Authority
73. Kenya Airways
74. KLM Royal Dutch Airlines
75. Lao Airlines State Enterprise
76. Level - IAG
77. Liberian Shipowners' Council Ltd
78. Luxair
79. Maersk Group
80. Malaysia Airlines Berhad
81. Malindo Airways
82. MARCURA
83. Monjasa Holding
84. MSC Mediterranean Shipping Company S.A.
85. Myanmar Airlines
86. Philippine Airlines, Inc.
87. Qantas
88. Qatar Airways
89. Royal Brunei Airlines Sdn Bhd
90. Royal Mail
91. Royal Schiphol Group
92. SA Air Tahiti
93. SF Airlines
94. Shalom Movers
95. SilkAir
96. Singapore Airlines Limited
97. Solomon Airlines
98. South African Airways
99. SriLankan Airlines Limited
100. Stena Lines UK
101. Stolt-Nielsen M.S. Ltd.
102. Sustainable Shipping Initiative (Swire)
103. TAAG Angola Airlines
104. Thai Airways
105. Thai Lion Air
106. Tradeport Hong Kong Limited
107. TRAFFIC
108. Transportes Aereos Portugeses SA
109. Turkish Airlines
110. Turkish Post
111. UK Border Force
112. UK Chamber of Shipping
113. UK Foreign & Commonwealth Office
114. United Nations Development Programme
115. Universal Postal Union
116. Virgin Australia International Airlines Pty Ltd.
117. Vueling - IAG
118. Wildlife Conservation Society
119. World Customs Organisation
120. WWF – UK



United for Wildlife – Transport Taskforce